

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	尼崎市 地方税に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、税務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

・地方税に関する賦課徴収事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、合わせて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和4年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する賦課徴収事務
②事務の概要	・市町村は、「地方税法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。 地方税分野の事務において、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出等により、必要な情報を入手し課税情報を管理する。 ②地方税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を確認する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤納税者の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
③システムの名称	①税務総合システム ②eLTAXシステム ③税務サーバーシステム ④固定資産(土地・家屋)図面管理システム ⑤家屋評価計算システム ⑥証明書コンビニ交付システム ⑦住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の16項(地方税)並びに第9条第2項に基づく尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)(以下「番号条例」という。)第3条(個人番号の利用範囲等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	資産統括局 税務管理部 税務管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政法務部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	資産統括局 税務管理部 税務管理課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月30日	文言関係	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。 ・記載誤りを訂正した。 	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成27年10月30日	システム関係	—	証明書コンビニ交付サービスの実施にあたり、I 関連情報に必要な事項を記載した。(税に関する証明書コンビニ交付サービスにおいては特定個人情報を保有しない)	事前	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月21日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
平成27年10月30日	住民基本台帳ネットワークシステム関係	—	住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱うにあたり、I 関連情報に必要な事項を記載した。	事前	
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月1日	文言関係	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。 	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月1日	文言関係	—	・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和2年8月1日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年8月1日	文言関係	—	・組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年5月6日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年5月6日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月16日	定期的な評価書の見直し	—	しきい値判断を再実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年5月16日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。